

2022 年度 歴史まちづくり活動助成 ～応募の手引き～

9月2日迄募集期間延長

守って活かそう！ わがまちの歴史遺産

①・簡易なイベント等の場合
(まち歩き・講演会・展覧会・お茶会・調査等)
最大10万円を助成します。

②・上記以外の歴史的建造物や町並みなどを広く紹介し、保存活用に寄与する継続的な活動。
・複数回にわたる講座等
最大30万円を助成します。

※助成には一定の条件がございます。

歴史まちづくり活動助成の目的

(公財)名古屋まちづくり公社では、身近に歴史を感じられるまちづくりを進めるため、私たちの身近に残る歴史ある古い建物や町並みを、地域の「資産」として捉えなお取り組みを進めています。

当助成制度は、みなさんが古い建物や町並みを地域の「資産」と捉え、地域のために使っていこう、多くの人に知ってもらおうとする活動を支援します。

みなさんの取り組みにより、一つでも多くの「歴史的資産」が活用され、歴史まちづくりに繋がっていくことを期待します。

第1章 助成の対象

1 助成の対象となる活動と助成金額

2022年度内に名古屋市内で行う、地域の貴重な歴史的資産を対象にした「まちづくり活動」で、身近な歴史的建造物の保存・活用等に寄与するものが助成対象です。

- ① 歴史的建造物の保存・活用に寄与する簡易なイベントなどの場合・・・

10万円以内

【講演会・展覧会・まち歩き・お茶会寄席・調査】

- 例) ・歴史的建造物を利用しての啓発イベントなど
・歴史的建造物を見学・ガイドしながらのまち歩き

- ② ①に該当せず、歴史的建造物や町並みを広く紹介し、保存・活用に寄与する計画的で

30万円以内

- 例) ・ワークショップなどにより地域の調査・マップ作成・関連イベントの実施
・複数回にわたり計画的な講座・講演を開催し継続的な活動につながるもの

いざれも場合も原則 2023年2月28日（火）までに終了する活動とします。

※同一団体は、同一年度中1回、計3回まで（連続、不連続にかかわらず）。

「歴史的資産」とは

景観法に基づく「景観重要建造物」、文化財保護法に基づく「指定文化財」「国登録文化財」、名古屋市都市景観条例に基づく「都市景観重要建築物等」「登録・認定地域建造物資産」など位置づけのある建物です。これらの一覧は、当社の運営するホームページ「なごや歴まちネット」に掲載していますので確認して下さい。



名古屋市では、身近にある古い建造物を積極的に「登録地域建造物資産」に登録することで、より多くの建物に価値を見出し、大切にしようと取り組んでいます。
現在、上記のような位置づけのない建物でも、「登録地域建造物資産」に登録して対象建物となる場合がありますので、一度ご相談ください。

2 助成の対象となる団体

この助成に応募できるのは、次に掲げる要件を満たす団体です。

- ・助成を実施する主体は、規約、会則等を定め、自主的で継続的かつ対外的発信力のある団体であること。
- ・団体の代表者が20歳以上であること
- ・活動地域が名古屋市内であること。
- ・本制度による助成を同一年度に受けていないこと。
- ・本制度による過去の助成回数が3回以上でないこと。
- ・過去に助成を受けた団体の継承組織(名称変更等)は同一団体とみなします。

3 助成の対象となる経費

助成の対象となる経費は下記のとおりです。

科 目	対象となる経費（例）	対象とならない経費（例）
諸 謝 金	団体外部の講師や協力者等に対するもの	団体会員に対するもの
旅 費 交 通 費	団体外部の講師、アドバイザー等に対するもの	団体会員に対するもの
使 用 料 お よ び 賃 借 料	イベント会場借上費、オンライン会議使用料金、機材賃借料など	事前打合せ等に対するもの
印 刷 製 本 費	活動のチラシやポスター、調査結果をまとめた冊子等の印刷代	事前打合せ資料等の印刷代
業 務 委 託 料	活動に関する映像・図面作成、耐震調査等の委託料。ただし助成額の50%以内	
保 険 料	活動に伴うイベント行事保険など	

※上記以外の経費についても、公社との協議により認められる場合があります。

詳しくは事前相談時にお尋ねください。

4 助成の対象とならない経費

- ・飲食費、人件費、団体会員への報酬、団体維持のための経費
- ・領収書等で宛名(助成団体名であること)や金額および用途の確認ができない経費
- ・提案の活動に使用したかどうか区別がつかない経費
- ・継続利用できる消耗品・機器・備品等の購入

5 新型コロナウイルス感染症対策

イベント開催に際しては、国や自治体のガイドラインを参考に、十分な対策・対応体制の構築に努めてください。また緊急事態宣言等により中止の要請がなされた場合には速やかに対応をしてください。

- ・3密（密閉、密集、密接）の回避
- ・社会的距離の確保（2メートル以上推奨）
- ・屋内の場合は参加人数を定員の半分程度に抑える。
- ・キャッシュレス・チケットレスの採用。または支払時のコイントレイを使用するなど
- ・換気の徹底
- ・スタッフおよび来客等の保健衛生対策の徹底(フェイスガード・マスク・体温測定等)
- ・共用物の衛生管理
- ・感染の発生に備えた情報収集【参加者名簿の作成】
- ・感染が発生した際の利用者への情報提供

参考) 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房 及び 愛知県）

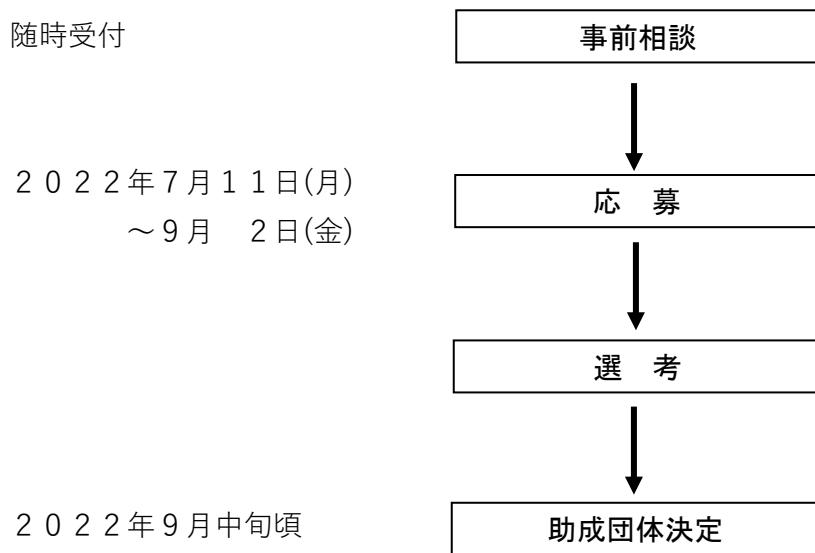
6 その他留意事項

- ・対象となる活動について、他の助成制度により同様の内容の助成を受けている場合は対象外とします。
- ・企画内容が政治・宗教・営利を目的とする活動は対象外とします。
- ・反社会的団体や反社会団体の構成員等の統制下にある団体は対象外とします。
- ・その他、歴史まちづくり活動助成実施要綱および本募集要項に記載されている全ての事項を満たしていただくことが必要です。

第2章 応募と選考

1 応募および選考の流れ

応募および選考の手順は下記のとおりです。



2 事前相談

- ・助成内容や対象となる活動、申請書の書き方など応募締切日まで随時相談を受け付けています。
- ・円滑な選考のため、なるべく事前に相談をお願いします。(メール可)
※窓口での相談は事前にご予約下さい。
- ・相談窓口と連絡先は巻末に記載しています。

※相談窓口には、助成申請書や活動提案書（暫定的なもので可）をなるべく持参してください。なくとも相談は承ります。

※相談は、年間を通じて受け付けています。

3 応募方法

応募者は、下記に示す書類を期間内に提出してください。

① 提出書類

- ・助成申請書【様式第1号】
- ・活動提案書【様式第2号】
- ・団体の規約、会則等
- ・構成員および役員の名簿（氏名、住所（区まで）記載）
- ・当該活動を行う年度の事業計画書

※各書類の提出部数は1部です。

※様式第1号および2号はなごや歴まちネットのお知らせ
www.nagoya-rekimachinet.jp/topics
でダウンロードできます。

③ 提出期間

2022年7月11日(月)～9月2日(金)必着

③ 提出先

〒460-0023 名古屋市中区金山町一丁目1番1号
金山南ビル13階
公益財団法人名古屋まちづくり公社
名古屋都市センター 調査課 景観整備等担当 宛

④ 提出方法

書類の提出は、郵送とします。

⑤ ヒアリング等

応募書類の内容について、審査の過程で現地調査やヒアリングを行う場合があります。

⑥ 応募の辞退

応募書類提出後の辞退は、書面にて提出してください。



- ・提出書類および資料の差し替えまたは再提出は認めません。
- ・応募に要した費用は、全て応募者の負担とします。

4 選考および決定

「歴史まちづくり活動助成選考委員会」が、下記の評価の視点に沿って助成申請書および活動提案書を基に選考します。採択に際しては、選考委員の意見を付す場合があります。

① 評価の視点

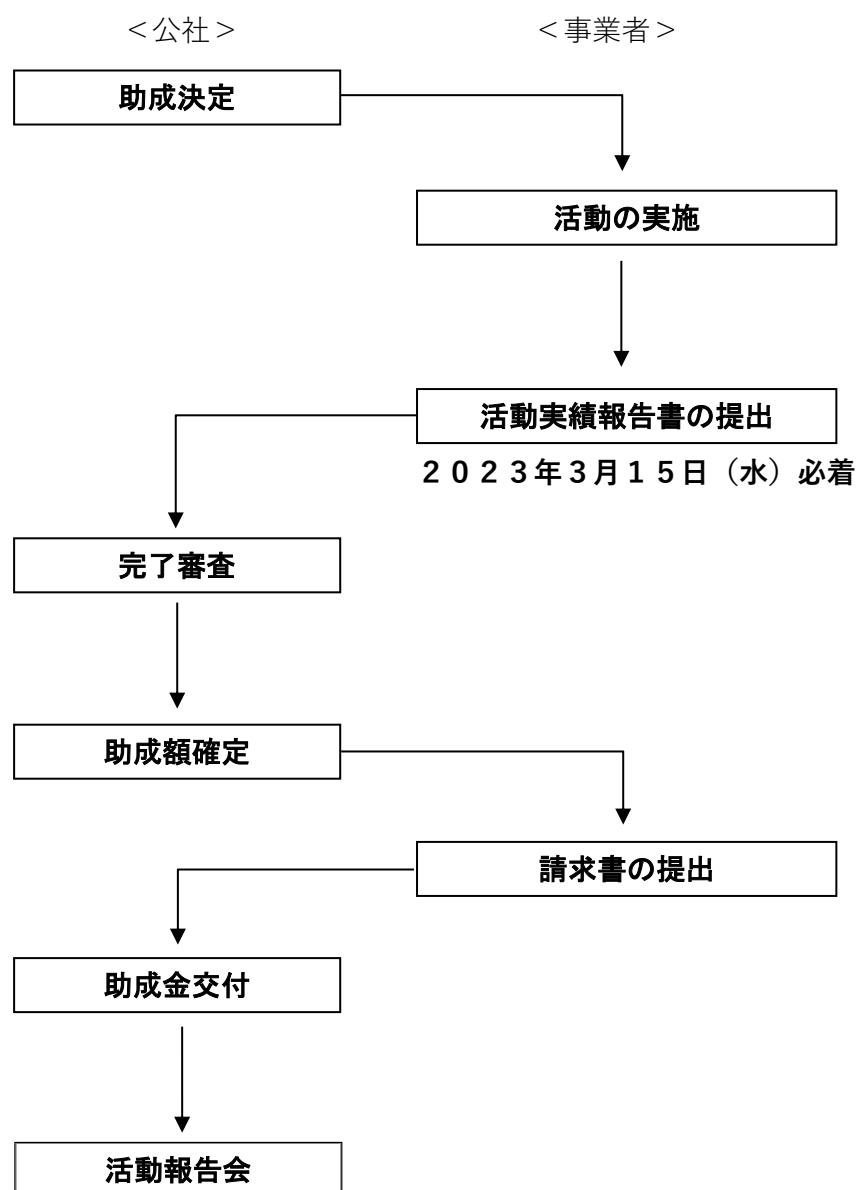
- テー マ 活動の目的・目標が明解で、身近な歴史的建造物の保存・活用の推進に貢献するものとなっている。
- 内 容 具体的な歴史的建造物を対象として調査・研究、活用を行うなど、今後の保存活用に資する活動内容や、地域の歴史的資産に関する情報や資料の公開・発信など、人々の保存活用に対する意識を高める活動内容となっている。
- 外部発信 調査や研究等の活動の成果を地域や外部の関係団体等へ共有したり、実施する活動や発信する情報等がより多くの市民に享受されるよう工夫したりしている。
- 実 現 性 活動内容が具体的で、適切な計画、体制、予算となっている。

② 選考結果

委員会の選定結果により、交付決定通知書または不交付決定通知書を送付します。

第3章 活動の実施と報告

1 助成活動決定後の流れ



2 活動の実施における留意点

助成団体決定後は、「公益財団法人名古屋まちづくり公社歴史まちづくり活動助成実施要綱」に基づき、助成を実施します。次の点に留意してください。

① 助成を受けた旨の表示・広報

印刷物、成果物、団体のウェブサイト、SNS等で、「2022年度名古屋まちづくり公社歴史まちづくり活動助成」を受けた旨の表示をし、団体の活動をPRしてください。

② 活動費用の証拠書類の確保

報告書には活動にかかった費用を裏付ける証拠書類（領収書等）の写しが必要です。

証拠書類がない費用については助成金の対象にできませんので、紛失しないよう注意してください。

③ 公社による広報、情報公開

助成が決定した団体については、公社の運営するホームページ「なごや歴まちネット」やSNSにて、団体名や助成活動の内容などを広報し、情報公開させていただきます。

④ 活動の成果物の使用

本活動助成の成果物は、公社および名古屋市も使用できるものとします。

⑤ 公社職員の視察

公社職員が活動状況を見学させていただきます。

3 活動実施後の報告

助成の対象となる活動が終了しましたら、次のとおり必要書類をご提出してください。

※活動実績報告会等で説明を求める場合があります。

① 活動実績報告書の提出

対象となる活動の終了に際しては、速やかに「歴史まちづくり活動実績報告書」をご提出してください。内容を審査し、助成額を確定します。

報告書には、助成に係る活動費用の内訳の記載と領収書等の証拠書類の添付をして下さい。

提出期限：2023年3月15日（水）必着

② 活動助成金請求書の提出

助成額確定後、「歴史まちづくり活動助成金請求書」をご提出してください。

指定口座に入金いたします。

※口座をお持ちでない団体は、開設をお願いします。

お問い合わせ・相談窓口



景観整備機構

公益財団法人

名古屋まちづくり公社

Nagoya Urban Development Public Corporation

名古屋都市センター調査課 景観整備等担当

〒460-0023

名古屋市中区金山町一丁目1番1号 金山南ビル13階



052-678-2220



contact@nagoya-rekimachinet.jp



歴史的建造物の保存と活用のネットワーク

なごや歴まちネット

www.nagoya-rekimachinet.jp

